

「念仏不信人」と記された『一枚起請文』の新史料について

鎌倉市 大墨 伸明

昨年の「古田武彦記念古代史セミナー2018」で、安彦克己氏より青森県弘前市の竹田家が所蔵する「天真名井家文書」のうち、「安心立命之事」「安心立命之證」と題される文書が紹介された。法然の『一枚起請文』と同じ文書であるが従来にない漢文文書であり、一般に「念仏を信せん人は」と記述されている箇所が「念仏不信人」とあり、「念仏を信じない人は」と解釈すべきという、重要な問題提起であった。

『一枚起請文』は法然の念仏の教義が簡潔明瞭に述べられたものとして、広く知られている。「念仏を信せん人は」と記される最後の一文は、いかに学問したものであっても、無智・愚鈍の自分を自覚し、阿弥陀仏にすぎるしかないと説くもので、念仏信仰の要諦と考えられてきた。しかし、この核心部分に重大な疑問が投げかけられることになった。

この注目される「念仏不信人」という表記は、実は昭和39年刊の『金光上人』に、すでに法然の文書として掲載されていた。[1] 数種類の「念仏不信人」文書が確認され、「念仏を信じない人は」という意味で津軽に伝えられていたことは明らかと言える。

問題はこれらの文書の意味するものである。津軽に残る「念仏不信人」は法然自身のものなのか、それとも法然の『一枚起請文』の変容した姿なのか、ということである。本稿では、本来の法然の教義としてまとめられたのが「念仏を信ぜざる人」であり、その原形が津軽に残されたものと考えた。

一 『一枚起請文』とはなにか

これまで『一枚起請文』は、27種の諸本が確認されており、本来統一した名称はなかったが、次第に『一枚起請文』と呼ばれるようになったという。文体や添書きの有無などの形式的特徴の異同から、「源智系」「聖光系」などと分類され、法然上人から門弟たちにとどのような経緯で伝えられたかが研究されている。[2] これらは皆仮名文で、文章の趣旨自体に大きな差はないとされてきた。しかし、新史料は「不」の付く「念仏を信ぜん(ぬ)人」の意味であり、従来の常識からすれば思いもかけない記述であった。その意味の違いから見ていきたい。以下のテキストは源智に伝えられたという「御誓言の書」(『和語燈録』所収)から採り、本稿で『一枚起請文』はこの文をさす。本文は一般に以下のとおり六段に分けられる。

- (1) もろこしわか朝にもろもろの智者たちの沙汰し申さるる観念の念にもあらず。
- (2) 又学問をして念の心をさとりて申す念佛にもあらず。
- (3) たた往生極楽のためには南無阿弥陀仏と申してうたかひなく往生するとそおもひとりて申すほかには別の子細候はず。
- (4) たたし三心四修なんと申す事の候はみな決定して南無阿弥陀仏にて往生するとそとおもふうちにこもり候なり。

- (5) このほかにおくふかき事を存せは二尊の御あはれみにはつれ本願にもれ候へし。
- (6) 念仏を信せん人はたとひ一代の御のりをよくよく学すとも一文不知の愚鈍の身になして尼入道の無智のともからにおなしくして智者のふるまひをせずしてたた一向に念仏すへし。(文末の添書きは省略する。)

この様に、一つは、「智者」の教える「観念」の念仏や学問をして悟る念仏のような、これまでの念仏ではないこと、二つは、その教えに難しい修行は必要なく、ただ往生を思い念仏を称えること、そして三つは、無智の身を自覚し、だた一向に念仏すること。このように、法然の念仏の核心が表現されている。問題になるのは(6)の段の文章である。

お念仏の教えを信じる者たちは、たとえお釈迦さまが生涯をかけてお説きになったみ教えをしっかりと学んだとしても、自分はその一節さえも知らない愚か者と自省し、出家とは名ばかりでただ髪を下ろしただけの人が、仏の教えを学んでいなくとも心の底からお念仏をとこなえているように、決して智慧あるもののふりをせず、ただひたすらお念仏をとこなえなさい。(ウェブサイト「浄土宗」より)

この様に、「念仏を信ぜん人」すなわち念仏の教えを信じる者たちに対して、「学ぶ」という「行」によっても、所詮「愚か者」だから「一向に念仏」することが大切なのだと一般に説かれている。

二 「念仏不信人」という文の意味

天真名井家文書の二つの文書は変体漢文で書かれているが、仮名文の「御誓言の書」とほぼ同じ文章である。ただ、第六段の「不」の一字に見過ごせない問題がある。「安心立命之事」の第六段は以下とおりである。

念佛不信人譬一代法能々学共爲一文不知愚鈍之身尼入道之無知輩爲智者振舞不爲唯一向念佛専修可(「安心立命之證」もほぼ同じ構文である)

(念仏を信ぜぬ人は譬^{たと}え一代の法を能々学ぶとも、一文不知の愚鈍の身に爲^なして、尼入道の無知の輩^{とも}がらに爲^なして、智者の振舞いを爲^せず、唯一向に念佛を専修すべし。)

「念仏を信ぜぬ人は…」とすると文章の趣旨は大きく変わる。念仏を信じない人が「一代の法をよくよく学しても」「一文不知の愚鈍の身」であり「無智のともがら」である。それらを「智者のふるまい」と否定した上で、そうした学問を捨て「一向に念仏」をしなさいという意味となる。学問という行を否定する趣旨が強調される。

つまり、「念仏を信ぜん(む)人」であれば、「我ら念仏を信じる人は、という教団内部の者へのことばとなり、私たちは「愚か者」であり「無智のともがら」であるという内省的な言葉となろう。反対に「念仏を信ぜん(ぬ)人」であれば、教団外部の敵対者であり、当時の法然の教団が対峙していた比叡山の学生らを指し、従来の体制仏教とその学問を強く否定するものとなろう。いずれの可能性もあるかに見えるが、どちらが当時の法然の教えなのだろう。「信ぜん」「不信」などの関係する法然の記述から探っていきたい。

三 『金光上人』の中の「念仏不信人」

まずは『金光上人』に出現する 5 か所の関係か所を見ていきたい。第一は、金光に宛てた「浄土安心起請」という『一枚起請文』によく似た一文の第六段は以下のとおりである。

念仏を信せん人は、たとへ一代の法を、能々学す共、一文不知の愚鈍の身になして、
尼入道の無智のともがらに同して、智者のふるまひをせずして唯一向に念仏すべし。

(建暦辛未天十二月十五日 p158、二重線は筆者による)

これは「御誓言の書」とほぼ同文の仮名文である。第二に、この文に続いて変体漢文で以下のような文章もある。

念佛信不、例一代法、能々学共、一文不知之輩同、智者振舞不、唯一向念仏可。(建暦元年十二月二十七日 源空花印 p158)

漢字で書いた和文とおぼしきこの文は、不を「せず」とよめば、そのまま上記と同文と了解されよう。これらは二通とも建暦元年(1211)年十二月の日付だが、「安心立命之事」も同年十二月二十三日付であり、一連のものと推定されよう。第三は、日付のない「源空述浄土安心起行一紙極書」と題する文が関連して取り上げられている。

念仏不_レ信人、仮学_二一代法能々_一共、為_二一文不知愚鈍之身干_一、同_二尼入道無知輩干_一、智者之振舞不_レ為、唯一向念仏唱可。(p159)

(念仏を信ぜぬ人は、仮^たとえ一代の法を能々学ぶとも、一文不知の愚鈍の身^なに為^なして尼入道の無知の輩に同して、智者の振舞いを為^なずして、唯一向に念仏を唱う可し。)

この様に、「念佛信不」「念仏不_レ信人」という否定形において出現しており、また、同時に「念仏を信せん人は」という仮名書きでも現れる。ここから「信せん」は「信ぜぬ」という意味と確認できる。

第四に、更に注目すべき「念仏不_レ信人」の記述がある。建久戊午年(1198)八月十五日付の法然の「選択本願念仏三昧讚」という漢文である。

念仏不_レ信人、一代法能々学共、無_二念仏三昧、追善作善_一、勤苦患久遠不_レ消(p65)

(念仏信ぜぬ人は一代の法を能々学ぶとも、念仏三昧、追善・作善なく、勤苦^{きんく}して患^{わず}らい久遠に消えず、…)

念仏を信じない人は勤苦(非常に苦勞)して、患いが永久に消えない人々であるという。

第五に、これに続いて門下の連判が押された別種の仮名文の「選択本願念仏三昧讚」も載せられている。

念仏を信ぜざる者は、如何に一代の法を能く能く学すとも、本願に百千万劫にも遭遇すること難し。(p66)

ここでも、本願に未来永劫にわたって遭遇できない人々のことを指している。この連判状は建久丁巳八年(1197)三月四日付で、法然のほか証空、信空、源智、尊空、蓮生が名を連ねる。このように『金光上人』においては、1197年、1198年時点で、法然が「一代の法を能く能く学」ぶことを論じているのは「念仏を信じない者」についてであり、釈迦一代の法を学んだとしても極楽往生することが難しいというのが草稿段階の文章であった。

四 法然の手紙の中の「念仏不信人」

『金光上人』に紹介される 1197 年から 1198 年の法然の手紙自体に信憑性があるかという問題になろう。それを考えるため、同時期の法然の手紙に注目してみたい。「念仏を信せん人」と記す法然の文は意外にも『一枚起請文』の第六段以外に存在しない。逆に「念仏を信ぜぬ人」という記述があるのが「鎌倉の二位の禅尼へ進する御返事」という北条政子への手紙である。日付はないが一般に関東に専修念仏が広がることが問題となった 1195 年のものとされる。

念仏を信ぜぬ人は、先世に重罪をつくりて、地獄に久しく有て、又地獄へはやく帰るへき人なり。

ここでは「念仏を信ぜぬ人」とは関東で一向念仏を誹謗し布教を妨害している人々である。この手紙の中には「念仏を信せん人」という表記は一か所だが、この消息の中に「信」という字は全 8 カ所出現するものの、以下のようにすべて否定形において現れるのである。（『西方指南抄』による）

| | |
|---|---|
| 1 | まつ 念仏を信せん 人人の申候なる事、「くまかへの入道、つのとりの三郎の無智のもの… |
| 2 | 凡そ縁あさく、往生の時いたらぬものは、きけとも 信せん 、念仏のものをみれば、… |
| 3 | あなかちに 信せん さらむ人おは、御すすすめ候へからず。 |
| 4 | かかる 不信 の衆生をおもへは、過去の父母・兄弟・親類也とおもひ候にも、… |
| 5 | 生死にかへりて、 誹謗不信 の人おもむかへむと、善根を修しては、… |
| 6 | 念仏の行を信せん 人にあひて論し、あらぬ行の異計の人人にむかひて… |
| 7 | 念仏信せん 人は、前世に重罪をつくりて、地獄にひさしくありて、… |
| 8 | 念仏よりほかに、また往生の業ありと、おしへたまふとも、 信せん へからず。 |

上記の表のとおり、「人」や「衆生」を修飾する連体詞として使用されるのが六か所、動詞の二か所、すべてが「打消」の意味である。北条政子への手紙には、当時の専修念仏の広がりに対して不当にも敵意を持ち、妨害を強める既成仏教の者らをきびしく批判する言葉が連なっている。そして、唐代に浄土思想を確立した善導の『法事讃』を引用して、以下の強い言葉で非難する。

この文の心は、浄土を願い、念仏を行する人を見ては、毒心を起こし、ひが事をたくみ巡らして、様様の方便をなして、専修の念仏の行を破りあたをなして、申し留むるに候也。かくの如くの人、生まれてより仏性の眼しいて、善の種を失える、闍提人の輩なり。（現代風のかな・漢字表記に改めた。）

闍提^{せんたい}人は、仏の教えを信じず成仏する因縁を持たない者をさす。こうした強いことばも使って批判する法然には怒りすら感じられる。この「鎌倉の二位の禅尼へ進する御返事」にみえる「信」の打消形の用例は同じ時期の消息とされる「津戸の三郎へつかわす御返事（九月十八日）」においても同様である。当時、拵がりを見せる関東の専修念仏とそれに対する妨害が起きる中、門下の津戸三郎、幕府の北条政子に対して、妨害者である「念仏を信じない人」の非が説かれたのであり、こうして手紙には「信」の否定形が連なっ

いるのである。

この手紙に現れる「信」の用法は決して偶然ではない。浄土宗の『新纂浄土宗大辞典』は「信」の項において「信は非常に重要な位置を占めている」としたうえで、以下のように解説する。

（前略）…『無量寿経』には信の文字は三五例見られる。このうち一〇例は不信（不肯信）として用いられていて、その九例は三毒五悪段に集中し、すべて作善によって福德を得ること、因果・業報・経法に対する不信、残りの一例は疑惑往生の段にあって、仏の五智に対する不信をいう。

こうしたことから、法然の念仏布教に悪意を持って妨害する者たちを「念仏不信人」とし、「闡提^{せんたい}人の輩」と強く非難するのは、『無量寿経』を背景とするもので、経典に適った表現でもあった。

五 法然が『一枚起請文』を書いた時期とその意味

『一枚起請文』は、一般に法然の亡くなる直前の建暦二年（1212）正月二十三日に門弟の源智が受取り、その後広まったものとする。しかし、多くの研究者は1195年、あるいは1197年から1204年にかけて原形ができたと指摘している。[3]こうした指摘に対応するかのように、「念仏を信ぜぬ人」と法然が記す「鎌倉の二位の禅尼へ進する御返事」や「津戸の三郎へつかわす御返事」があり、また、『金光上人』の「念仏不信人」「念仏を信ぜざる者」という『一枚起請文』の草案とすべき文章が1197～1198年の史料として出現している。

これらの一連の史料は、法然が当時の体制仏教を「念仏を信ぜざる人」ととらえた上で、学問を問わず、有智・無智を問わず、貴賤を問わず、性別を問わず、平等に往生できるとする新しい念仏信仰を説いたものとする可能性を示している。『一枚起請文』はその冒頭で「観念の念」や「学問で悟る」念仏を否定している。「念仏不信人」は言い換えれば、観念の念仏をとらえ、学問を重視する人々、いわば既成仏教の人々を指すものである。それを否定した上で、唯念仏を称えることで平等に極楽往生できることを説かれているのであって、その意味で津軽の新史料は草稿段階の法然の教義を反映したものといえよう。

であるとすれば、法然の亡くなる頃から遺言として門弟らに伝えられたものは、その変容として理解すべき可能性が生まれる。このことは専修念仏の教団が法然の教義を「継承」しつつも、何らかの変容がおきたのかという問題に直結する。組織の維持発展を模索する後継者の妥協を解き明かす必要がある。それは別の機会にのべてみたい。

[1] 青森県五所川原市飯詰の大泉寺の住職で、金光上人の研究家・開米智鎧師の編による。

「念仏不信人」の記載については竹田侑子氏のご教示による。

[2] 安達俊英「法然『一枚起請文』の文献的性格」（『佛教大学総合研究所紀要』2006）

[3] 玉山成元・安達俊英 1197～1204年、梶村昇 1195～1204年など。